

確定申告に活用できる 国民健康保険の医療費通知について

確定申告に活用できるように、令和3年1月～12月診療分の医療費通知を、令和4年2月下旬に発送いたします。

※世帯の中に受診者がいない場合、医療費通知は発送しません。

■確定申告の医療費控除に活用していただく場合のお願い

医療費通知の発送は、保険診療の仕組み上、最短で令和4年2月下旬となります。医療費通知がお手元に届くまでに確定申告をされる場合は、令和3年5月送付済（令和3年1月～3月診療分）、令和3年8月送付済（令和3年4月～6月診療分）、令和3年12月送付済（令和3年7月～10月診療分）の医療費通知と、11月、12月受診分の領収書をご利用ください。

■医療機関の領収書が必要な場合があります

保険適用外の診療など、一部医療機関名が医療費通知に記載されないことがあります。この場合は、領収書等に基づく補記や、領収書の保管が必要になることがあります。

※医療費通知に記載する医療費支払額については、レセプトに基づいた計算上の金額となるため、実際の窓口支払額とは異なることがあります。

※高額療養費や医療費助成等による還付を受けている場合は、還付額については反映されません。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 国保係 担当：小林・村島
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世代については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することとなりました。それを受けて、鏡野町でも、給付金の支給を開始しています。

給付額 児童1人あたり 一律10万円

【給付対象者】児童手当受給者（※特例給付の受給者を除く）もしくはそれに準ずる対象者

※特例給付の受給者とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方をいいます。

【給付対象児童】平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

※保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満の場合に対象となります。

【給付方法】下記①～③いずれかに該当し通知を受け取った方・・・**申請等の手続きは必要ありません**

①鏡野町から令和3年9月分の児童手当を受給した方【令和3年12月28日支給済】

②所属庁から児童手当を受給している公務員の方のうち、鏡野町へ令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請を行った方（別居監護の方を除く）【令和4年1月中に支給予定】

③高校生を養育する方のうち、鏡野町に児童手当振込口座の登録がある方（当該口座名義が児童の生計を維持する程度の高い方である場合）【令和4年1月中に支給予定】

上記以外の方（鏡野町で口座・所得・監護等の情報が把握できていない方）は、**申請が必要です。**

※支給対象者であることが町で把握できた方について、令和4年1月5日(木)以降に申請書を送付します。

※対象であると思われるが個別通知や申請書が届かない場合については、令和4年1月6日(木)以降に下記までお問い合わせください。

■9月分の児童手当を他市町村から受給された方は、当該市町村にお問い合わせください。

■鏡野町役場ホームページにも本給付金について情報を掲載していますので、ご確認ください。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：芦田
電話(0868)54-2986・FAX(0868)54-2891（土・日・祝・12/29～1/3を除く）